

インドネシア用質問状

<現地事務所への質問>

【1】出願権利化に関する質問（注：【1】は事務所専用の質問です。）

I. 制度について

1. 特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムあるいは ASPEC を利用した出願を扱ったことはありますか？ある場合、貴所のご経験上、各出願ルート(パリルート、PCT ルート、PPH、ASPEC)の違いによって、権利化のスピード、審査の内容等に違いがあればご教示ください。

[回答]

扱ったことがあります。

パリ条約の PCT、PPH、ASPEC を用いた場合の違いはあるはずですが、パリ条約では権利(知的財産権)を早期に取得するためには(特許法 2001 年第 14 号の条文に沿って)対応表を揃えなければならない、PCT は国際調査機関(ISA)と国際予備審査報告(IPER)で新規性、進歩性があり、産業上利用することができること(同じ特許申請の場合)がその条件となり、PPH ルートの場合は比較のための引用文献が揃っており、日本からの ISA/IPER で、同じ特許について日本から特許査定(認可通知 allowance)が出ている特許で、これについてインドネシアは日本とのみ PPH プログラムの条約を結んでいます。ASPEC は比較のための引用文献、すでに特許査定(認可通知 allowance)が出ていることが条件としてあり、これらは実質的な申請を PPH/ASPEC で申請するときまで、または遅くとも第一段階の実体審査結果が出る前までに揃えておかなければいけません。

当事務所のデータベースからの情報では、日本からの特許出願で PPH プログラムを利用したものは 69 件あります。

これまでのところ、PPH は非常に効果的です。それは 2013 年には特許申請のうち 17%が PPH プログラムを活用し登録されており、67%が公開されているからです(2015 年 1 月のインドネシア知財当局のデータ)。

以下に PPH プログラムを活用した特許申請をいくつか挙げてみます。

No.	出願番号	登録番号	登録日	PPH の日付
1	W00201201791	36446	2014 年 7 月 23 日	2013 年 12 月 6 日
2	W00201204280	36150	2014 年 6 月 18 日	2013 年 12 月 18 日
3	W00201101636	36375	2014 年 7 月 18 日	2013 年 12 月 10 日
4	W00200802841	35864	2014 年 4 月 21 日	2014 年 3 月 27 日

II. 出願書類について

2. 委任状、譲渡証書への公証/認証(領事認証)は必要ですか？

[回答]

必要ありません。

3. 包括委任状を使うことは可能ですか？可能な場合、その法的根拠を教えてください。また、包括委任状

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の登録方法、願書への記載方法を教えてください。

[回答]

包括委任状を使うことはできません。必要なのは特許申請に特化した委任状です。

4. 譲渡証や委任状等の書類を、出願(PCT 各国移行)後に追完することは可能ですか？可能な場合、いつまでに追完する必要があるのか、法的根拠とともに教えてください。

[回答]

譲渡証と委任状はインドネシアにおいて遅くとも出願日から3か月以内に提出しなければなりません。出願人からの申請があれば2か月延長ができます。規定された期限までに譲渡証と委任状が提出されない場合は出願1件につき100米ドルを支払うことで二回目の延長として1か月間延長できます。二回目の延長期間終了までに譲渡証と委任状を提出できない場合、当該特許出願は取り下げられたものと見なされます。(譲渡証と委任状の追完は)特許法2001年14号32条(第1項、2項、3項)に則ります。

5. 発明者から出願人への譲渡証書は必要でしょうか。特許を受ける権利が使用者にある場合はいかがでしょうか。

(少々質問の意図が取りにくいのですが)権利の譲渡は発明者と出願人が同じ場合には必要がない、ということでしょうか。

6. 優先権証明書の翻訳文は、フロントページのみで良いのか、全文必要であるのか教えてください。また、その根拠(条文、規則、等)を教えてください。

[回答]

実務上では、優先権証明書が英語以外の言語である場合、その優先権証明書の翻訳はフロントページだけで十分です。

7. パリ条約上の基礎出願(優先権証明書)とインドネシア出願の明細書とに違い(クレームの追加、実施例の追加、表現の変更等)がある場合、優先権証明書の翻訳文はフロントページのみ、あるいは全文のどちらが必要ですか？

[回答]

インドネシア知財当局に提出される特許の明細書は優先権書類と同じでなければいけません。優先権証明書が英語以外の言語である場合、その優先権証明書の翻訳はフロントページだけで十分です(パリ条約に基づいてインドネシアに出願される明細書は優先権書類と同じでなければならないことを理解しておく必要があります)。

8. 優先権証明書の翻訳文は、インドネシア語訳ではなく、英訳が求められる理由および法的根拠を教えてください。

[回答]

優先権書類は英語で十分です。それは英語の明細が優先権証明書と同じなので、インドネシア語に訳す必要がないからです。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

9. 特許付与請求の意思表示である出願人宣誓書は提出が必要な書類でしょうか。また、この宣誓書には出願人代表者のサインが必要でしょうか。署名者は、企業においてはどの程度の地位の人物の署名が必要ですか？会社の代表権を有する必要がありますか。

[回答]

意思表示(Statement)はインドネシアにおいて特許申請をするときに必要な書類です(特許法 2001 年 14 号第 24 条 F、意思表示は会社の代表者がその役職を明記したうえで署名できる)。

10. 関連出願の情報を求められた場合に、提出しなかった時のデメリットやペナルティ等がありますか？

[回答]

定められた期間内に求められた書類に関連出願を揃えられない、又は実体審査請求をしない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされます。

11. 出願人が、明細書中の誤訳を自発的に訂正したい場合、どのタイミング(自発補正・OA 応答時・権利化後)で行うことができますか？また、その根拠となる明細書は英文明細書ですか。日本出願(優先権証明書)に依拠することは不可能でしょうか。日本語 PCT 出願の場合はいかがでしょうか。

[回答]

訂正は特許登録がまだなされていない期間で、特許法第 35 条の定めるように発明の範囲を拡大するものではない訂正であればいつでも申請することができます：

(35 条条文)

出願は、明細書及び／又はクレームを変更することにより補正することができるが、当該補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大するものではないことを条件とする。

基本となる明細は英語ですが、それは政令 1991 年第 34 号 17 条の規定では英語以外の言語で書かれた特許申請書類原本の場合は当該書類を英語にすべきこととなっているからです(この条文には知財当局が当該特許申請の取り扱いの簡便化を図る意図があります)。英語以外の言語であれば、なかなか理解できないからです。

12. 実務上、どのくらいの頻度で審査官から英文明細書を要求されますか？

[回答]

審査官は英語以外の審査を行う関係で、必要に応じて要求があります。

III. 審査について

13. DGIPR の審査官が独自に調査・審査して発行するオフィスアクションは、他国の審査結果を参照したオフィスアクションに比べてどのくらいありますか？

[回答]

審査基準では 1 回から 2 回となっていますが、必要であれば審査機関が終わるまでにそれ以上のやり取りが行われる可能性は否定されていません。

14. 進歩性の判断基準となる「最初の出願がなされた時、既に存在した専門知識」には、特許法第 2 条(3)の先願明細書の内容は含まれますか？

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

[回答]

特許説明(明細 description)において引用文献を説明しなければなりません(発明の背景)。

15. オフィスアクションは、登録までに何回発行されますか？

[回答]

審査基準では1回から2回となっていますが、必要であれば審査機関が終わるまでにそれ以上のやり取りが行われる可能性は否定されていません。

16. オフィスアクションに対する応答期限の延長はどのくらいの期間、何回まで可能ですか？また、その法的根拠を教えてください。

[回答]

実務上ではオフィスアクションへの応答期限は1回、2 か月間延長が可能です。審査期間までについては法的根拠がありません。

17. 第3条方式審査の場合はいかがでしょうか。応答期間延長が認められる理由はどのようなものでしょうか。

[回答]

特許法第32条に則ります。

(1) 第30条にいう要件が満たされたが、第24条の他の要件が満たされないことが明らかになった場合、総局は、当該不備についての通知を発し、その発送の日から起算して3月以内に当該不備を補完するよう要求する。

(2) 総局が容認できる理由に基づき、(1)にいう期間は、出願人の請求により最大2月間延長できる。

(3) (2)にいう期間は、出願人が手数料を支払うという条件の下に、当該期間満了の日から最大1月間延長できる

18. 出願人が自発的に分割出願を行うことは可能ですか？可能である場合、分割出願が可能な時期を教えてください。

[回答]

まだ特許登録されていない限りにおいて可能です。

19. 登録査定通知は、即登録の通知という理解であっておりますでしょうか。特許証の交付を申請しない場合でも特許は有効に登録されているのでしょうか。

[回答]

その理解で正しいです。有効に登録されています。

20. 特許登録後に分割出願をすることは可能ですか？また拒絶査定の場合、分割出願が可能なのは拒絶査定までか、拒絶確定(審判請求期間の満了日)までのどちらでしょうか。

[回答]

登録決定があった後は分割出願をすることができません。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

21. 分割出願の審査請求期限はいつまでですか？

[回答]

分割出願を行った時点が同時に期限になります。

22. 特許出願の審査の種類について、Normal Substantive Examination と Full Substantive Examination とがありますか？これらの違いは何ですか？

[回答]

違い: 通常審査(Normal Examination)とは PCT や優先権を主張した出願などのすでに審査結果があるものであり、Full Substantive とは優先権を主張しない国内出願のような、他国の知財当局からの審査結果が全くないものです。

23. オフィスアクションに対応する際に、特許審査官と面談あるいは非公式な電話インタビュー等を行うことはありますか？

[回答]

実施可能です。

24. 審査官との面談をする場合は、長官への申請が必要とのことですが、どのような場合に面談の申請は受理されますか？また、面談の記録は包袋に残りますか？

[回答]

審査官の意見と異なる点がある場合に面談申請をすることができ、出願書類に記載されます。

25. 第 49 条の実体審査が 36 カ月以内に始まらない可能性はありますか。その場合は、どのように扱われますか。

[回答]

申請日から 36 ヶ月を経過しても実体審査申請がなされない場合、当該出願は取り下げられたと見なされます（出願がパブリック・ドメインになる）。

26. 出願人が自発的に、他国(例えばアメリカ)で権利化されたクレームに合わせてその旨を知的財産総局に伝える手続きを行うと、早期な権利化に繋がるかどうか、ご経験からご教示下さい。

[回答]

審査官が同意し、特許法第 35 条に抵触しない限りにおいて、特許付与の早期化のリファレンスになる可能性がある。

27. ベストモード記載要件は拒絶理由となりますか？また、記載要件は無効要件となりますか？

[回答]

実体審査の実施において明細書に裏付けのないクレームがあった場合、特許出願は拒絶されます(または英語とインドネシア語訳が合わない)。ベストモードは規則上、発明の完全な説明とされ、図を参照して発明を詳細に説明するものとされている(明細が不明瞭で実施できない場合は拒絶要件となる)。

28. 特許請求の範囲の記載形式について、ジェブソクレーム、マーカッシュクレーム、ミーンズ+ファンクションク

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

レームは記載可能か？また、権利解釈上の決まり事はありますか？

[回答]

審査基準にはマーカッシュクレームについてのみ規程がありますが、ジェプソンクレームとミーンズ＋ファンクションクレームには規定がありません。よって、上記三つとも登録可能です。

29. クレームの従属形式についてルールをご教示下さい。

[回答]

従属クレームはその前のクレームに従属するものでなければならないと規定されており、(審査基準にはありませんが)二つ以上の従属クレーム、多数従属も可能です

30. 小特許におけるクレーム制限はありますか？

[回答]

小特許のクレームについての制限は、道具(ツール)と製品(プロダクト)のクレームだけになっている点です。

31. 審査基準またはそれに準ずるものはありますか？

[回答]

審査基準があります。

IV. 年金について

32. 権利放置・放棄に伴い年金を納付しなかった案件について、年金不払いの督促がきます。この年金不払いであるとする法的根拠を教えてください。

[回答]

特許法第 115 条 1 項

(1) 特許権者が、継続して 3 年間第 18 条及び第 114 条に定める年金の納付をしなかった場合、特許は、当該 3 年目に対する納付期限の日において法律による取消を宣言される。

特許法 115 条 1 項の説明:

当該 3 年間の期間は、特許権者が当該特許の継続性を判断するのに十分な時間を与えるということを鑑みたことに基づいている。年金を支払わなかったことによる特許の取り消しは総局から特許権者に書面で伝えられる。この条項に則り、その書面には当該特許の期間終了日が記載される。3 年間のうちで支払わなかった年金は当該特許権者の支払うべき／完済すべき負債である。

33. 貴所においては、このような督促が来た場合、権利者に対してどのようなアドバイスをおこなっていますか？また、そのようにアドバイスする理由を教えてください。

[回答]

特許権者は年金の負債を支払わなければなりません。(当事務所はコンサルタントとして特許権者に対して義務を履行して支払うようにアドバイスをします。それは知的財産権総局が 3 回督促しても支払わない場合は国家財産競売事務所(KPKNL)に引き渡され、10%の延滞料金が科され、特許権者の

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

製品全体がインドネシアに輸入されることが禁止され、インドネシアに入国禁止のペナルティーが科されるからです。)

34. 特許法第 115 条第 1 項に関して、登録時に費用納付を行わなかった場合に、登録は取り消されますか？あるいは、登録費用の納付期限から 3 年目までは、特許は存続していることになるのですか？

[回答]

年金の支払いについては、出願した特許に登録査定が出てから権者に特許出願受領日から換算したバックフィー支払いの義務が生じ、その支払い期間は特許権付与日から 1 年であり、その意味でも特許権は存続し、出願人が支払い義務を履行する間は特許権が存続する。(しかし 3 年連続して支払いを行わなかった場合は法律により特許権が取り消される)

【2a】先使用に関する質問(注:【2a】は、DGIPR、裁判所と共通する質問です。)

I. 関連法、規則及び実施行為について

35. 先使用証明手続きのための政令がございましたら、その内容(例えば、外国での行為、輸出入が先使用に該当するかどうか等)や英訳文をご教示ください。また、第 15 条にいう「先使用者証明書」取得のための手続きを教えてください。

[回答]

(先使用者に関する規定はまだありません) 先使用者に関する条文を挙げてみます：

特許法第 15 条

(1) 第 13 条にいう発明を実施している者が、前記の同一の発明に対して特許を付与された後に総局に対してその発明の特許出願をする場合、その者は先の使用者として認められる。

(2) 先の使用者としての認定の願書には、当該発明の実施が、特許出願がされた発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。

(3) 先の使用者としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。

(4) 先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。

(5) 先使用者証明書取得のための手続きは政令に規定される。

36. もし制定がまだでしたら、制定される見込みや時期がおわかりでしょうか。また、政令が決まるまで、どのような手続きを経て制定されるのかご教示ください。さらに、先使用申請手続きのための政令案等ご存知でしたら、概要、骨子のみでも教えていただけないでしょうか。

[回答]

現時点ではまだ政令や決定がないため、先使用に関する情報がありません。

II. 実施行為について

37. 先使用権が認められるためには、インドネシアで出願をしていない善意の使用者による実施行為が該

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

当するとの認識ですが、実施行為に、外国での実施は含まれますか。それともインドネシア国内のみでの行為のみでしょうか。

[回答]

まだ規定がないためわかりません。

38. 外国での実施行為に対してインドネシアの先使用権が認められる場合、当該先使用権を主張するために必要な書類、および当該書類を用いた手続きをそれぞれ具体的に御教授ねがいます。

[回答]

まだ規定がないためわかりません。

39. 特許法第 16 条、19 条には輸入が特許権者の権利とされています。先使用において、輸入行為は実施として認められますか。また、輸出行為についてはいかがでしょうか。

[回答]

先使用者に関する政令がまだ出ていません。

特許法第 15 条 5 項

(5) 先使用者証明書取得のための手続は政令に規定される。

Ⅲ. 先使用証拠確保の手法について

40. 日本では公証役場で確定日付という手続きがあります。その手続き時点にて、その書面が存在した証明となり、先使用証拠として有効と考えられています。インドネシアにおいても同様に書面存在の日付を確定するための手続はありますか。確定するための手続きがありましたら、具体的にご教授ねがいます。

[回答]

まだ規定がありません。

41. 先使用に関し、民法規定等に関連する条項はありますか。あれば、具体的に条項番号などをご教授ねがいます。

[回答]

先使用に関する規定は特許法第 13 条、14 条、15 条にあります。

第 13 条

(1) 本法の他の規定を鑑み、同一の発明に対して特許出願がなされた時点で発明を実施している者は、当該同一の発明に対して後に特許が付与されたとしても、先の使用使用者として引き続き当該発明を実施する権利を有する。

(2) (1)にいう規定は、優先権の主張を伴ってなされた特許出願に対しても適用される。

第 14 条

第 13 条にいう規定は、当該発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をした場合には、適用されない。

第 15 条

(1) 第 13 条にいう発明を実施している者が、前記の同一の発明に対して特許を付与された後に

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

総局に対してその発明の特許出願をする場合、その者は先の使用者として認められる。

(2) 先の使用者としての認定の願書には、当該発明の実施が、特許出願がされた発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。

(3) 先の使用者としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。

(4) 先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。

(5) 先使用者証明書取得のための手続は政令に規定される。

42. 上記の書面存在の日付を確定するための手続がインドネシアに存在する場合、当該手続は、日本と同じように先使用証明のための有力な証拠となると考えられないでしょうか。

[回答]

まだ規定がありません。

43. 日本では電子書面に日時を記載するタイムスタンプ押印が民間により行われています。インドネシアでもタイムスタンプをした書面が、その時点で存在した書面として有効と考えられますか。

[回答]

インドネシアでは、時間、日付、出願番号、費用が記された電子的なタイムスタンプは政府機関である知財当局が行うものであるため、当該特許出願がすでに出願されていることを示す証拠として有効です。

44. 事業実施の証拠保全方法について、インドネシアにおいて、公証人に証拠保全を依頼する場合、公証人を介して証拠保全を行う方法として推奨する方法があればご教授ねがいます。

[回答]

証拠保全については公証人が保管することができることになっています。

45. タイムスタンプを含め、公証人以外の方法で、先使用权確保を目的に証拠保全を行うための有効なアプローチがあればご教授ねがいます。

[回答]

(特許法第 15 条 5 項の意図する)政令がまだ出ていないため。

IV. その他

46. 先使用权について争いとなった事例があったらご教示ください。特に外国企業が当事者となった事例があればご教示ください。

[回答]

これまで当事務所では外資系企業の係った先使用者に関する紛争を担当したことはありません。

47. 営業秘密の保護について

先使用は製造ノウハウ等、営業秘密に該当すると考えます。インドネシアでは、営業秘密法がありますが、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

どのように保護されるのでしょうか。

[回答]

営業秘密法はすでに存在しますが、これまでのところ営業秘密を登録したケースがありません。

営業秘密に関する法律 2000 年 30 号では、営業秘密所有者に保護を付与するとし、営業秘密所有者は自らの許可を得ずして他者が営業秘密を口外した場合にはインドネシア警察に通報できるとしています(営業秘密法第 17 条、刑事規定)。

また、営業秘密所有者は自らの許可を得ずして他者が営業秘密を口外した、または使用した場合には提訴(損害賠償請求訴訟)することができるとしています(営業秘密法第 11 条、民事規定)。

【3a】 その他の事項(注:【3a】は、DGIPRと共通する質問です。)

I. 特許データベースについて

48. インドネシア知的財産総局のデータベースへの収録期間、収録率を教えてください。また、明細書全文にアクセス可能ですか。Web 上で公開されているデータベースと、審査官が利用する庁内のデータベースは同じですか。また、今後のデータベース作成(登録公報へのアクセス、英語版等)のご予定をお聞かせください

[回答]

知的財産権総局のデータベースの収録にはなく、明細書の全体にアクセスすることはできず、審査官はウェブサイトに加え総局内のデータベースを活用しています。英語での総局からの公式な通達・ニュースに関するデータベース作成についての情報は今のところまだありません。

49. 商標データベースは、審査官以外にも開放されていますか。例えば法律事務所(特許事務所)が利用可能ですか。

[回答]

できます。商標出願が公報(公開)されていれば、そのデータベースは誰でもアクセスできるようになっています。

50. インドネシアに出願されている特許について、国内出願、PCT ルートの出願含めて公報は発行されていますでしょうか。発行されていない場合、どのような形で公開されるのでしょうか。

[回答]

PCT 出願を含むすべての特許出願は公報(公開)されます。しかし国家の治安・安全に関する特許出願は例外とされます。

51. 特許出願(優先日)から公開まで、又は特許登録からその公開までに要している期間はどの程度でしょうか。また、PCT 出願の各国移行はどのように公開されますか。

[回答]

特許法第 42 条

(1) 総局は、第 24 条の規定を既に満たした出願を公開する。

(2) 公開は、次に掲げるとおり行われる。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- (a) 特許の場合, 出願日から 18 月後又は優先権を伴う出願の場合は優先日から 18 月後
 - (b) 小特許の場合, 出願日から遅くとも 3 月
- (3) (2)(a)の公開は, 出願人の請求により, 手数料の支払を伴って, より早期に行うことができる。

特許法第 44 条

- (1) 公開は次の期間行われる。
 - (a) 特許出願公開の日から 6 月
 - (b) 小特許出願公開の日から 3 月

また、公報 B については政令 1991 年 34 号の第 59 条を参照する：

- (1) 特許は特許証(Surat Paten)が特許登録簿に記載された日に付与されたものとし、その後で特許公報(Berita Resmi Paten)で広報される。
- (2) 特許証には以下のことが記載される：
 - a. 特許番号；
 - b. 発明のタイトル・名称；
 - c. 特許権者の名前と住所；
 - d. 発明者；
 - e. 特許出願日および特許出願番号；
 - f. 優先権を伴う出願の場合はすでに出願している国名；
 - g. 特許付与日。

52. 登録公報のデータベースを構築される予定はありますか。

[回答]

特許公報データベースは知財総局のウェブサイト上で閲覧することができます。

53. データベースの英語版を構築される予定はありますか。

[回答]

これに関する情報はまだありません。

54. (申請により)包袋を閲覧することは可能ですか。

[回答]

出願番号、または特許権者の名前に基づいてアクセスすることが可能です。

55. 包袋閲覧(複写)をサービスとして行っている事務所、調査会社はありますか。

[回答]

ありません。

56. 一般公開されている LADI HKI 以外に、審査官が調査時に用いる独自のデータベースはありますか。ある場合、どのような内容が収録されているのでしょうか。また、庁職員以外の第三者が、そのデータベースを使うことは可能ですか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

[回答]

ありません。使用しているのは総局内データベース、エスパスネット、USPTO などです。

57. LADI HKI 以外にデータベースが庁内にない場合、審査官自身、又は特許事務所・調査会社等は、どのようにして先行技術調査、無効資料調査を行っていますか。

[回答]

データベースがないので、審査官はヨーロッパ、アメリカ、他国のデータベースや、科学ジャーナルなどを参照してサーチを行っています。

II. 法制度について

58. 2002 年以降制定・改正された知的財産関連法案、及び施行規則はありますか。あればそのリスト、及び内容の概略を教えてください。

[回答]

- ・ 産業意匠に関する法律 2000 年 31 号の実施細則である政令 2005 年第 1 号。
- ・ 特許実施手順に関する政令 2004 年 27 号、2004 年 10 月 4 日に制定。
- ・ 法務人権省内における非税金国家収入の種類と料金に関する政令 2009 年 38 号。
- ・ 法務人権省内における非税金国家収入の種類と料金に関する政令 2014 年 45 号。
- ・ 著作権に関する法律 2014 年 28 号(変更点は集合的管理団体の存在、より長くなった保護期間、より迅速な著作権登録プロセス)。

59. 著作権登録の具体的な内容と、権利行使の手続を教えてください。

[回答]

著作権登録の内容は以下の通りです：

- ・ 創作者の名前・国籍・住所、著作権者、代理人(あれば)
- ・ 出願する創作物の種類、名称
- ・ インドネシア国内またはインドネシア国外において初めて発表した日付と場所
- ・ 創作物の説明

権利の行使・使用については、著作権者は当該著作権の複製・使用または移譲を禁止すること、または許可する権利を有することになっている。

60. ライセンス契約登録の手続きの手順、及びどのように利用されているかを教えてください。また、通常実施権の許諾に際しても登録・公告は必要でしょうか。ライセンス契約の登録を怠った場合の不利益はありますか。

[回答]

ライセンス登録プロセスに関する規則はまだ制定されていません。

61. 特許法第 73 条にいう施行規則は制定されていますか。制定されていればその内容の概略を教えてください

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

[回答]

まだありません。特許法第 73 条の詳細規則である政令がまだ制定されていません。

62. 特許ライセンス・技術移転を規制する法律はありますか。

[回答]

まだありません。

III. 強制実施権について

63. 強制実施権の制度及び現状を教えてください。実施希望者側から申請する手続があるのでしょうか。あるいは政府主導で設定されるのでしょうか。

[回答]

政府が設定したことはまだありません。

64. 強制実施権の場合、特許権者への実施料額はどの程度が設定されるのでしょうか。

[回答]

実施料(ロイヤリティ)は支払わなければなりません。支払いの手法は総局が決めます。

65. 特許権者からの不服申し立て制度はありますか。また、実際に不服の申し立てはありましたか。

[回答]

特許法では特許権者に対して理由を明記したうえで出願に対する異議を申し立てる権利が与えられています(特許法第 45 条)。

66. 特許権者(又はそのライセンシー)が、該当する製品をインドネシアにおいて製造・輸入・販売している場合であっても強制実施権の対象となるのでしょうか。

[回答]

強制実施権の対象にはなりません。

特許法第 75 条(2)項

(2) (1)にいう強制ライセンスの申請は、特許権者が当該特許をインドネシアにおいて実施していないか、又は部分的にしか実施していないという理由においてのみ行うことができる。

67. 第 17 条にいう「実施義務」に期限等は設定されておりますでしょうか。実施義務に違反すると、強制実施権の対象となりますか。

[回答]

第 75 条(1)項

(1) 特許付与の日から起算して 36 月を経過した後は、何人も、総局に対して強制ライセンスの申請を手数料の支払を伴って行うことができる。

68. 2012 年にいくつかの医薬品の強制実施権について報道されておりますが、実際に強制実施権に基づく医薬品提供はありますか。2012 年以降、強制実施権の対象となる医薬品は増えていますか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

[回答]

特許実施に関するインドネシア共和国大統領規程 2012 年 76 号によると、インドネシア政府は HIV・AIDS の薬として使用される抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の特許権を引き継ぐことになっています。

2012 年 9 月 3 日に制定された抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬に対する政府の特許権実施に関するインドネシア共和国大統領規程 2012 年 76 号は以下のような内容になっています：

第 1 条

抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬に対する政府の特許権実施は、ヒト免疫不全ウイルス／後天性免疫不全症候群(HIV/AIDS)および B 型肝炎治療用の抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の確保と非常に差し迫ったニーズを満たすことを意図している。

第 2 条

第 1 条の規定する活性物質の名称、特許権者、特許番号および抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の特許実施期間は、当大統領規程の添付に記載する。

第 3 条

保健大臣は政府の名のもと政府のために第 1 条の規定する抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の特許を実施する製薬会社を指定する。

第 4 条

製薬会社は抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の純販売額の 0.5%を報酬として特許権者に付与する。

第 5 条

- (1) 第 4 条の規定する報酬の付与は、抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の純販売額に応じて毎年付与される。
- (2) (1)項の規定する報酬の付与は、当該特許の保護期間が終了、または法規に則り取り消されたため終了した場合に停止される。

第 6 条

抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬に対する政府の特許権実施に関するインドネシア共和国大統領決定 2004 年 83 号とその改正である大統領決定 2007 年 6 号は、当大統領規程が発効した時点で取り消され、効力を持たないことを明言する。

第 7 条

当大統領規程は制定日より発効する。

この抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬に対する政府の特許権実施に関するインドネシア共和国大統領規程 2012 年 76 号からわかることは、政府は当該特許のインドネシアにおける抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の特許権保護期間が終了するまで、抗ウイルス薬と抗レトロウイルス薬の純販売額の 0.5%をロイヤリティとして特許権者に費用配分するということです。

69. 現在でも、抗 HIV 薬等の医薬品について、患者が高価なため患者が入手できない、特許権者が上市していないなどの問題がありますか。

[回答]

問題はありません。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

70. 今後も強制実施権の行使する予定はありますか(医薬品に限らず)

[回答]

まだわかりません。

IV. 特許期間延長について

71. 医薬品許認可当局が要求する臨床試験、申請に要した期間について、医薬特許存続期間を延長する制度はありますか。また、今後制定される可能性はありますか。

[回答]

特許に関する法律 2001 年 14 号の第 8 条(1)項では、インドネシアにおける特許の保護期間は 20 年間であり、延長ができません。

第 8 条 1 項

(1) 特許は、出願日から起算して 20 年間付与され、その期間は延長できない。

この第 8 条の規定により、医薬品の特許も保護期間は 20 年間です。

政令 1991 年 34 号の第 63 条:

特許保護期間延長の申請

(1) 当該特許保護期間終了までの期間が 12 ヶ月以下 6 か月以上の時に書面で知財庁に申請し、大臣が金額と支払い方法を定めた所定の費用を支払うことで特許の保護期間を 2 年間延長することができる。

(2) (1)項の規定する特許保護期間の延長申請は、特許法第 43 条(1)項 b 号の規定する事項をその根拠として記載しなければならない。

この政令による大臣規程がまだ出ていないため、特許はその保護期間を終えると延長できない

72. 医薬品承認機関は、特許の有無を確認して審査をおこないますか。

[回答]

義務付けられていません。

73. 医薬品承認機関の審査において、ジェネリック医薬品の申請は、フルの臨床試験は不要で、Bioequivalence を示せば許可されますか。

ここでは回答がありません。

74. 上記の質問に関して、許可される場合、イノベーター医薬品の申請内容(臨床データ)に対する「データ保護」の制度はありますか。

ここでは回答がありません。

V. 職務発明について

75. 現地企業における、職務発明の承継、発明報奨についての運用の実態を教えてください。

特許法第 12 条に規定があります。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 雇用契約において別段の定めがない限り、なされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは、使用者である。

(2) (1)にいう規定は、その雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、当該職務において利用できる資料及び設備を使用した従業者又は作業者によりなされた発明に対しても適用される。

(3) (1)及び(2)にいう発明者は、当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受け権利を有する。

(4) (3)にいう対価は、次の方法で支払うことができる。

(a) 定額又は一括的報酬

(b) 歩合

(c) 一括的報酬と贈与又は特別賞与との組合せ

(d) 歩合と贈与又は特別賞与との組合せ、又は

(e) 両者が合意するその他の形態

その額は、関係当事者により定められる。

(5) 対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られない場合には、それに対する判決を商務裁判所が与えることができる。

(6) (1)、(2)及び(3)にいう規定は、特許証においてその名前を記載するための発明者の権利を排除するものではない。

76. インドネシア国内で生じた発明を、最初にインドネシアで出願する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。

[回答]

正しいです。

VI. 免責について

77. 第 16 条第 3 項の免責（試験・研究）の範囲に企業の R&D は含まれますか？

[回答]

特許権者に損失を与えない限りにおいて、上記は特許法第 16 条(3)項に当てはまります。

特許法第 16 条(3)項：

(3) 当該特許の使用が教育、研究、試験、又は分析を目的とし、特許権者が当然受ける利益を損なわない場合、(1)及び(2)の規定の適用から除外される。

第 16 条(3)項の説明：

この(3)項の規定は、真に研究と教育のためだけに当該発明を使用する必要がある者に機会を与えることを意図している。その他に「教育、研究、試験、又は分析を目的とし」とは、生物学的同等性試験やその他の試験の必要とする活動を含む意図がある。「特許権者が当然受ける利益を損なわない場合」とは、当該発明の実施や使用が商業目的の開発の利益に使用されて特許権者に損害を与え、さらには特許権者の競合相手にならないようにする意図がある。